

## 参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和8年3月4日

独立行政法人水資源機構  
琵琶湖総合管理所  
所長 石橋 一恭

### 1. 目的

この参考見積の募集は、独立行政法人水資源機構琵琶湖総合管理所で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

### 2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

### 3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者の人数を記載して提出して下さい。  
なお、参考見積書の様式は問いませんが、件名として「新浜ビオトープ取水施設更新計画検討業務（仮称）」と記載してください。
- (2) 提出期間：令和8年3月12日（木）から令和8年3月16日（月）まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで（12時～13時を除く）
- (3) 提出先  
独立行政法人水資源機構 琵琶湖総合管理所長 石橋 一恭 宛  
【担当】管理課 砂野（すなの）  
〒520-0243 滋賀県大津市堅田 2-1-10  
TEL：077-574-0680 FAX：077-574-1739  
メールアドレス：mizu-soukan@green.ocn.ne.jp
- (4) 提出方法  
書面は持参、郵送、FAXまたはメール（社印があること）により提出して下さい。  
（社印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能です。）  
本依頼を辞退される場合は、書面（様式は自由）により通知して頂きますと幸いです。

### 4. 参考見積内容

- (1) 業務基本条件、業務作業項目、作業内容  
別紙1に示す作業に必要な技術者の人数を、別紙2「参考見積書作成例」を参照して記入ください。

(2) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）（以下、「基準書」という。）によるものとしします。
- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（1）「業務作業項目、作業内容及び作業数量」を実施する為に必要な技術者の人数を徴取します。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとしします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年3月5日(木) から令和8年3月9日(月) まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで（12時～13時を除く）
- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年3月11日(水) から令和8年3月16日(月) まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

恐れ入りますが、参考見積提出者の負担とします。

8. 問合せ

提出していただいた参考見積書について、こちらから問合せを行うことがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

新浜ビオトープ取水施設  
更新計画検討業務（仮称）

見 積 仕 様 書

独立行政法人 水資源機構

琵琶湖総合管理所

# 第1章 見積概要

## 第1節 概要

本業務は、滋賀県草津市新浜地区の湖岸に設けられたビオトープ（以下、「新浜ビオトープ」という。）における取水施設の更新計画等について、検討・設計を行うものである。

## 第2節 検討対象施設の基本事項等

### 2-1 既設取水施設の構造等

本業務における検討対象は、既設揚水ポンプ2基及びポンプ架台・配管設備・電気設備・スクリーン等の付帯設備（以下、「取水施設」という。）とする。揚水ポンプ及び付帯設備の仕様及び構造については、別添図-1、別添図-2のとおり。また、揚水ポンプの能力等は下表に示すとおり。

名称	ポンプ能力	規格等
揚水ポンプ①	$\phi 150 \times 1.38 \text{m}^3/\text{min} \times 3.5 \text{m} \times \text{三相}200\text{V} \times 3.7 \text{kw}$	品番：TOS150B63.7-61 (鶴見製作所)
揚水ポンプ②	$\phi 150 \times 3.00 \text{m}^3/\text{min} \times 5.6 \text{m} \times \text{三相}200\text{V} \times 7.5 \text{kw}$	品番：TOS150B47.5L-66 (鶴見製作所)

### 2-2 基本事項

#### 1. 取水方法

新浜ビオトープ内の池の生態機能を確保するため、琵琶湖沿岸に設置した2基の揚水ポンプにより琵琶湖の水を池に送水している。琵琶湖から取水した水は、暗渠の送水管を通して池へ送水され、池に流れた水は排水路及び階段状の魚道を介して琵琶湖へ戻る（詳細は別添図-3のとおり）。

#### 2. 取水条件

取水施設は、下表に示す条件で取水を実施している。

期間	最大取水量( $\text{m}^3/\text{s}$ )	日最大取水量( $\text{m}^3/\text{d}$ )	ポンプ運用条件
3月～8月	0.05	4320.0	揚水ポンプ①又は②
9月～翌2月	0.023	1958.4	揚水ポンプ①

## 第3節 検討の目的

既設取水施設による取水において、以下の課題が生じている。

- (1) 渇水等により琵琶湖水位が取水施設の運転可能水位以下まで低下した場合、ポンプによる取水が不可能となる。近年、秋季から冬季にかけて琵琶湖水位が低下する期間が増加傾向にあり、当該期間に安定した取水ができない可能性がある。
- (2) 9月～翌2月の期間に揚水ポンプ①が故障した場合、見積仕様書第2節2-2.2.に示す取水条件を超過するため揚水ポンプ②での代用が不可能であり、当該期間に取水が実施できない可能性がある。

本業務は、上記課題への対策として、既設取水施設の更新計画の検討を行うものである。

## 第4節 貸与資料

本業務においては、次のとおり資料を貸与する。

- ・ 新浜揚陸施設整備工事 ポンプ設備等設置工 完成図書
- ・ 河川区域図

## 第2章 業務内容

### 第1節 業務内容（見積もり対象）

#### 1-1 計画準備

業務目的及び業務内容を把握し、貸与資料等から設計条件を整理した上、設計業務等共通仕様書第1章第1-2節に基づき、業務計画書を作成するものとする。

#### 1-2 現地踏査

現地踏査を1回以上行い、施設の周辺状況、設備の配置及び構造等を事前に確認し、本業務の設計内容に反映するものとする。

#### 1-3 取水施設の更新計画検討

##### 1. 揚水ポンプ設置水位の検討

独立行政法人水資源機構（以下、「機構」という。）が貸与する琵琶湖の水位データを踏まえ、渇水による琵琶湖水位低下時においても安定した取水が可能な揚水ポンプ設置水位を検討するものとする。なお、設計に反映する最終的な設置水位は機構と協議の上決定するものとする。

##### 2. 取水施設の更新計画の検討

見積仕様書第1章第2節2-2.2.に示す取水条件を満たした上で、上記1で決定した水位で設置可能な揚水ポンプの仕様（ポンプ口径・ポンプ全揚程・バルブ開度等）及び付帯設備（ポンプ架台・配管設備・電気設備・スクリーン等）の構造・規格等について更新計画を検討・作成するものとする。

更新計画の検討・設計にあたっては、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 揚水ポンプは、3月から8月の期間は2基、9月から翌2月の期間は1基を運転する計画とする。9月から翌2月に1基が故障した場合に代替運用ができるよう、2基とも同じ規格の揚水ポンプを設置するものとする。
- (2) 揚水ポンプは、琵琶湖の水位に応じてバルブ開度を調整することによって取水条件を満たす運用を行う計画とする。
- (3) 揚水ポンプは、既設設備に接続可能なもの（着脱装置仕様）を選定するものとする。
- (4) 揚水ポンプの取水量を把握できる流量計を設置するものとする。なお、流量計は内蔵メモリやSDカード等に一定間隔でデータを記録する機能を有し、日取水量（0時～24時の合計値）を算出・記録できるものを選定するものとする。
- (5) 付帯設備は既設設備の改良を基本とする。
- (6) 揚水ポンプの設置水位変更に伴い配管の延長工事等が必要な場合は、設計に反映するものとする。
- (7) 既設のスクリーンはゴミ等が詰まりやすく、琵琶湖水位が高い時期に除去作業を行うことが難しい構造となっているため、スクリーンの清掃やゴミ等の回収を容易に行えるよう、足場の設置等の対策を検討するものとする。
- (8) 揚水ポンプの更新に伴い既設配線や既設電気設備の更新が必要な場合は、設計に反映するものとする。

3. 更新施設に関わる水理・構造計算書作成  
上記2で検討した更新計画に基づく施設の構造計算書及び水理計算書を作成するものとする。
4. 取水運用表作成  
琵琶湖水位により揚水ポンプの取水量が変化することを考慮し、上記2で検討した更新計画で見積仕様書第1章第2節2-2.2.に示す最大取水量を満たすバルブ開度を算出し、琵琶湖水位に応じたバルブ開度表を作成するものとする。
5. 工事発注用資料作成  
上記1から3により決定した更新計画に基づき、以下の資料を作成するものとする。
  - ① 設計図（平面図、断面図、詳細図、電気設備図等）
  - ② 工事数量計算書
  - ③ 施工計画（施工条件・工事工程等）
6. 概算工事費用算出  
本業務の検討成果をもとに、機構が制定する「積算基準及び積算資料」に基づき概算工事費の算出を行う。  
概算工事費には、既設配管への接続及び電気工事にかかる費用を含むものとする。

#### 1-4 河川法手続き用資料作成

以下の資料を作成するものとする。

- ① 見積仕様書第2章第1節1-3.1から3の根拠資料
- ② 占用面積計算書
- ③ 工事概要書

#### 1-5 照査

業務の節目毎に照査を行い、照査報告書を作成するものとする。

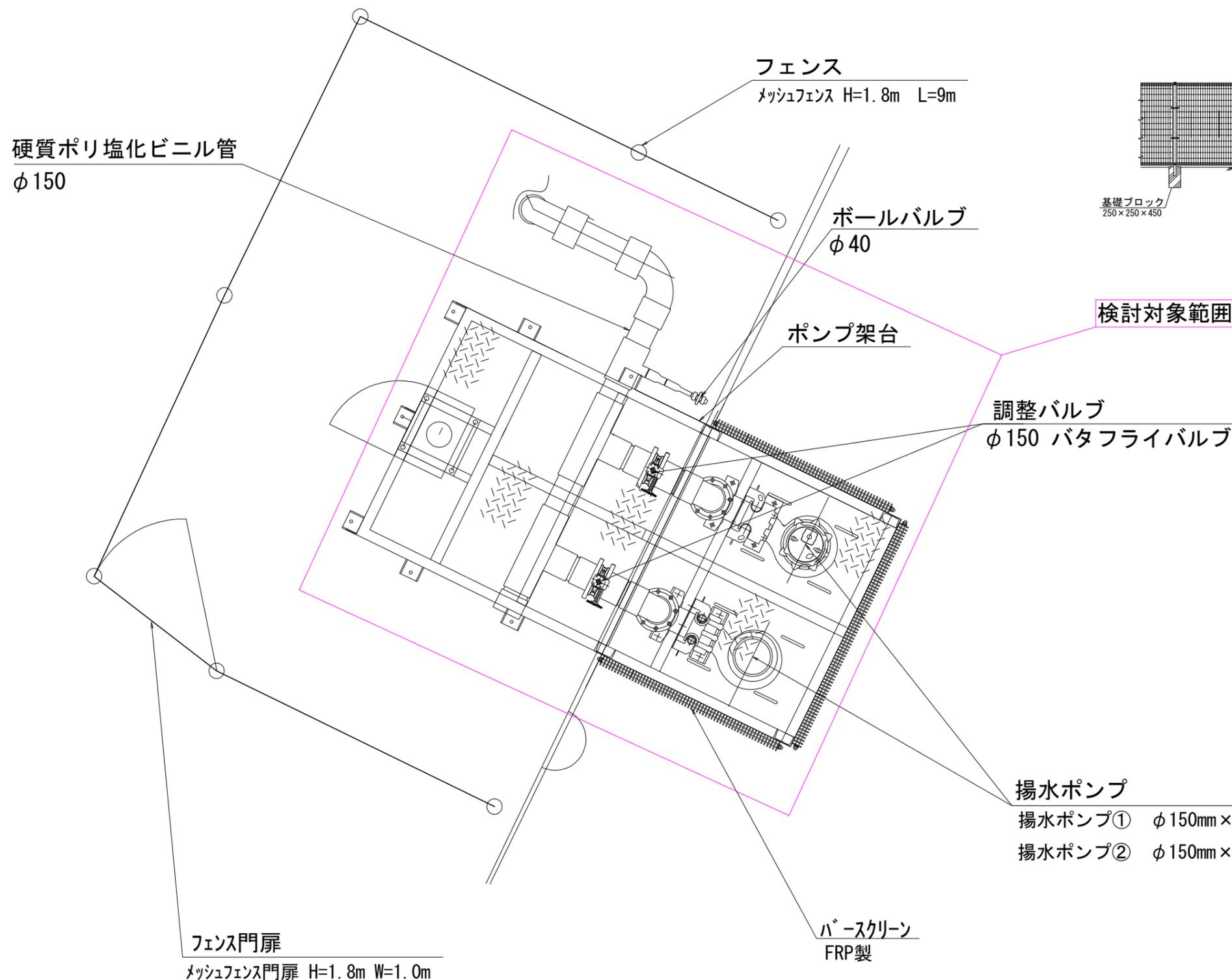
#### 1-6 報告書作成

上記1-1から1-5について取りまとめ、報告書を作成するものとする。

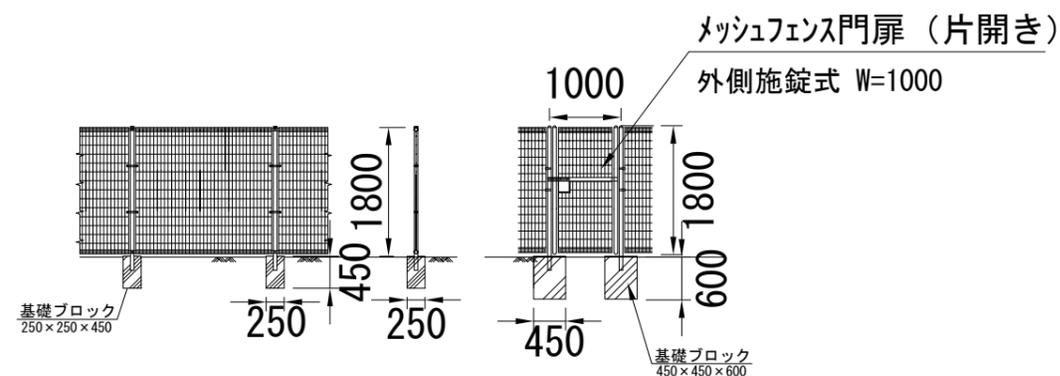


# 取水施設一般図

平面図  
S=1:30



フェンス詳細図(参考図)  
S=1:100



配管材料一覧表

名称	使用部材	規格	数量
配管部材	調整バルブ	φ150 バタフライバルブ	2 基
	硬質ポリ塩化ビニル管	φ150	2.6 m
	フランジ	φ150	11 枚
	90° エルボ	φ150	4 個
	ボールバルブ	φ40	1 基
	スイングバルブ	φ150	2 基
	チーズ	φ150	2 個
	チーズ	φ75	1 個

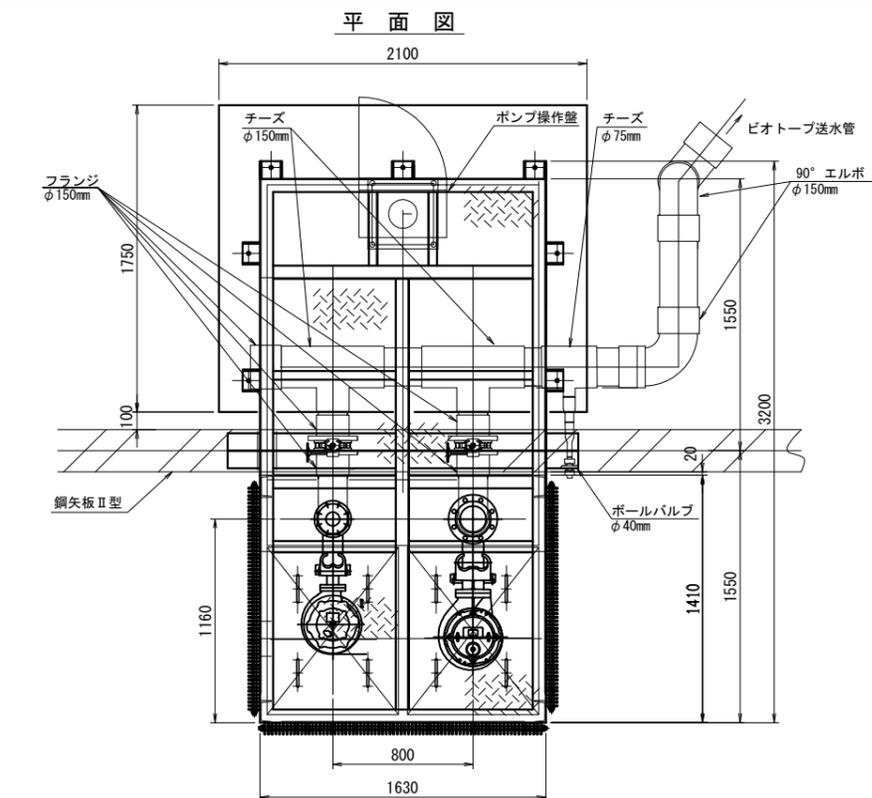
揚水ポンプ  
 揚水ポンプ① φ150mm × 1.38m<sup>3</sup>/min × 3.5m × 3.7kw  
 揚水ポンプ② φ150mm × 3.00m<sup>3</sup>/min × 5.6m × 7.5kw

※寸法の単位は特に示さない限りmmで表示す。

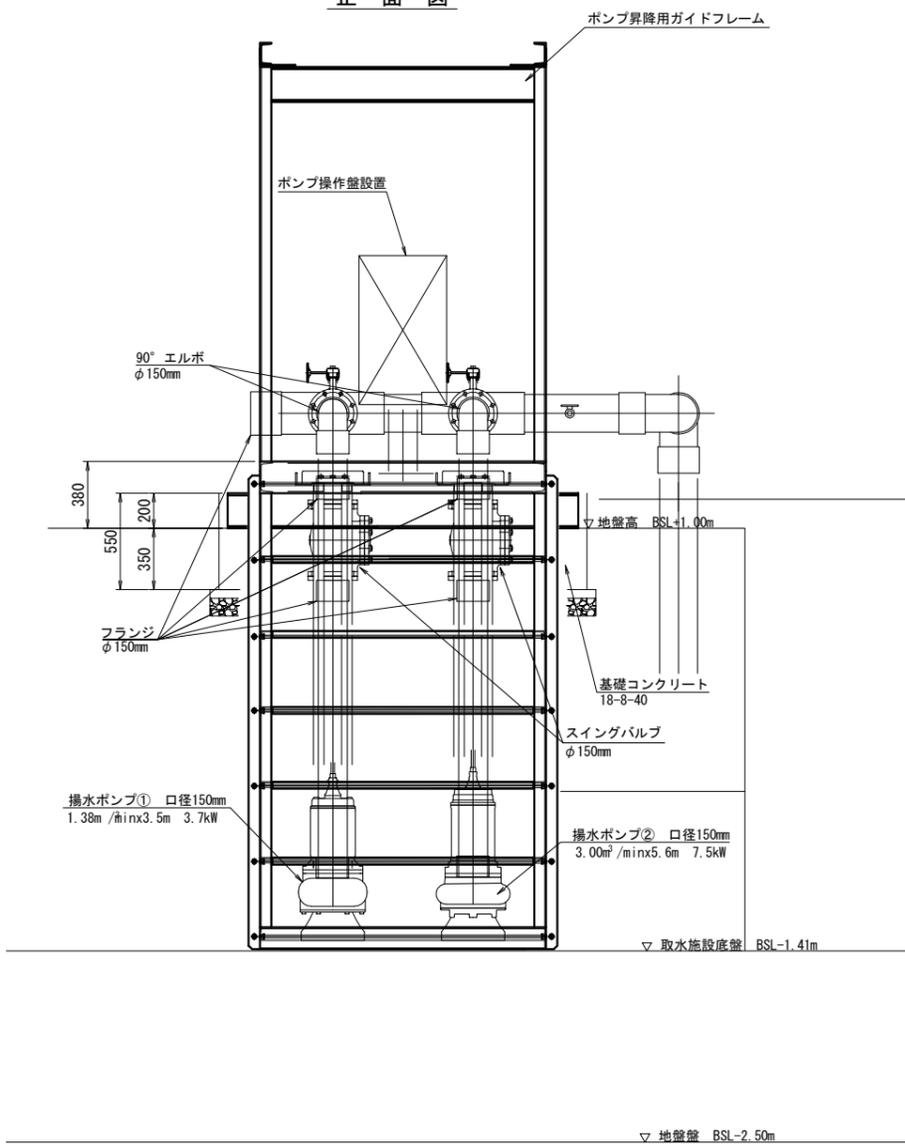
工事名	
名称	図示
登録番号	整理番号

# ポンプ架台一般図

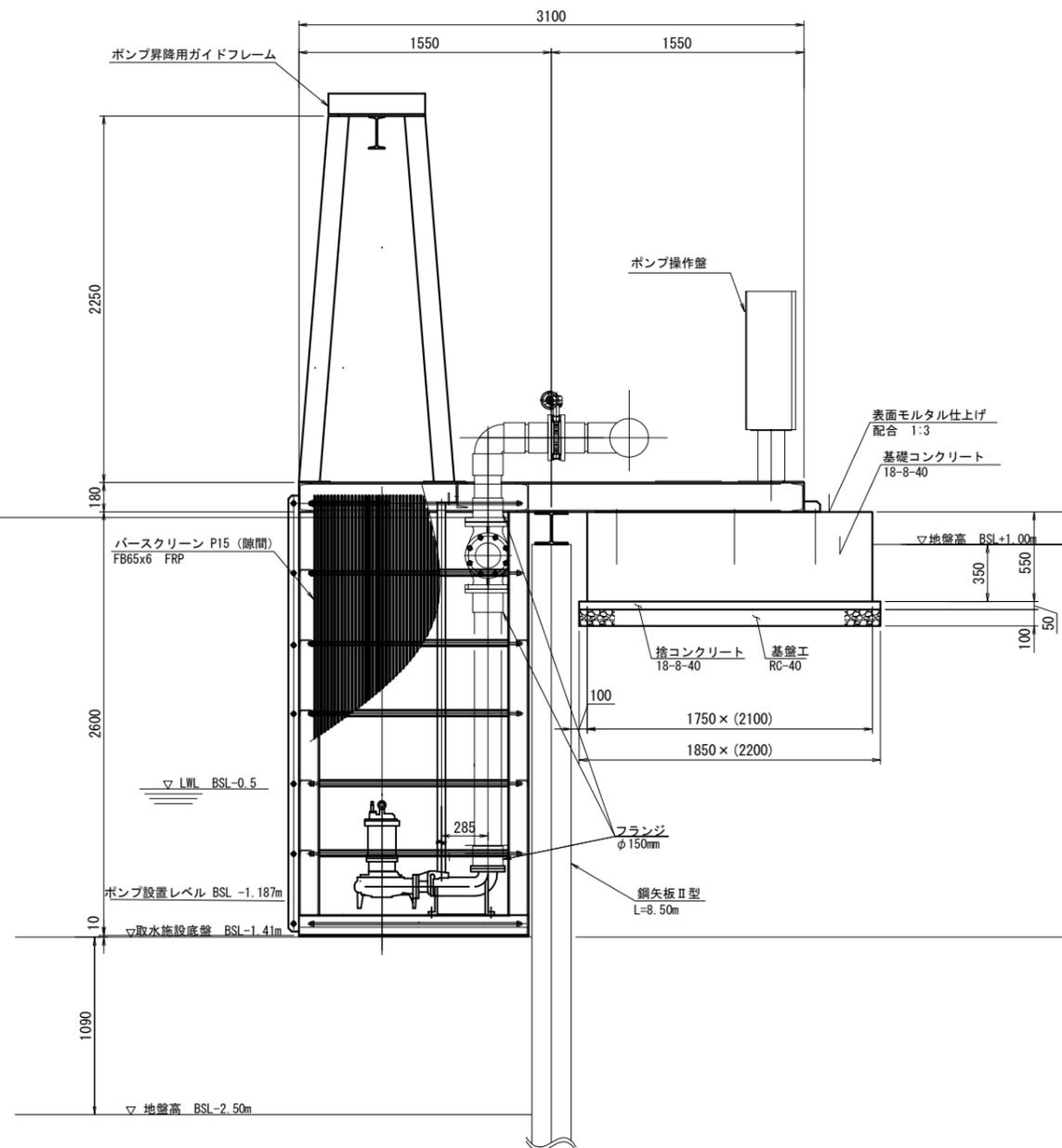
(ポンプ設置、コンクリート基礎部)



正面図



側面図



ポンプ操作盤

ポンプ操作盤内



※寸法の単位は特に示さない限りmmで表示す

工 事 名	
名 称	ポンプ架台一般図 縮尺1:1
登録番号	整理番号

# 平面図

縮尺1:2000



※寸法の単位は特に示さない限りmmで表示する

- 窪地
- 滯筋
- ← 魚道
- 連絡水路

